

防衛省退職後 団体傷害保険

団体総合生活補償保険(標準型)

別冊



- 保険金をお支払いする場合／保険金のお支払額 別冊 1
【団体総合生活補償保険(標準型)】(C型・D型・S型・K型)
- 保険金をお支払いしない主な場合 別冊 5
【団体総合生活補償保険(標準型)】(C型・D型・S型・K型)
- 重要事項のご説明
契約概要のご説明【団体総合生活補償保険(標準型)】 別冊 10
注意喚起情報のご説明【団体総合生活補償保険(標準型)】 別冊 11

保険金をお支払いする場合 / 保険金のお支払額

※印を付した用語については、別冊P.8～9の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害保険金 (C型・D型共通)	傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注)C型、D型の交通事故の場合の上乗せ部分(「交通事故の場合」から「一般の事故の場合」を引いた保険金額の差額分)には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)*がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (注)C型、D型の交通事故の場合の上乗せ部分(「交通事故の場合」から「一般の事故の場合」を引いた保険金額の差額分)には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)*がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金 ★傷害補償(標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注)C型、D型の交通事故の場合の上乗せ部分(「交通事故の場合」から「一般の事故の場合」を引いた保険金額の差額分)には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数(180日限度) (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けた場合 (注)C型、D型の交通事故の場合の上乗せ部分(「交通事故の場合」から「一般の事故の場合」を引いた保険金額の差額分)には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。	①入院*中に受けた手術*の場合… 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合… 傷害入院保険金日額 × 5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
	傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注1)傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定*であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りです。 (注2)C型、D型の交通事故の場合の上乗せ部分(「交通事故の場合」から「一般の事故の場合」を引いた保険金額の差額分)には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。 (*)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。	傷害通院保険金日額 × 傷害通院の日数(90日限度) (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。
特定感染症による保険金(ロ型のみ)	特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ☆四類感染症危険補償特約(自衛隊の固有危険補償特約用)セット 保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡・後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ☆四類感染症危険補償特約(自衛隊の固有危険補償特約用)セット 保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ①入院*した場合 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額 × 感染症入院の日数 (注1)特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3)特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 ☆四類感染症危険補償特約(自衛隊の固有危険補償特約用)セット 保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため通院*された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。) (注)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。	傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数 (注1)特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4)特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

※上表の の箇所(傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金)は、親介護補償型(特約)オプションでも補償されます。

保険金をお支払いする場合 / 保険金のお支払額 (続き)

※印を付した用語については、別冊P.8～9の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p style="text-align: center;">日常生活個人賠償責任保険金</p> <p>★日常生活個人賠償責任補償特約</p>	<p>保険期間中の次の①または②の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負わされた場合</p> <p>①本人の居住の用に供される住宅^{(*)1}の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②被保険者の日常生活^{(*)2}に起因する偶然な事故</p> <p>(*)1 敷地内の不動産および不動産を含みます。 (*)2 住宅以外の不動産の所有・使用または管理を除きます。</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者として、「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額^(*) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額[*](1回の事故につき5,000円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<p style="text-align: center;">日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用)</p> <p>★日常生活個人賠償責任補償特約</p>	<p>上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次の①または②のいずれかに該当したとき。</p> <p>①事故の直接の結果として死亡したとき。</p> <p>②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院[*]したとき。</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者として、「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>被保険者が臨時に必要な費用をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円 左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<p style="text-align: center;">受託物賠償責任保険金</p> <p>★受託物賠償責任補償特約</p>	<p>保険期間中に受託物^{(*)1}の損壊^{(*)2}・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負わされた場合</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者として、「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p> <p>(*)1 「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記別冊P.7の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。 (*)2 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額^(*) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額[*](1回の事故につき5,000円)</p> <p>(注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*) 被害受託物の時価額が限度となります。</p>

保険金をお支払いする場合

保険金のお支払額

保険金をお支払いしない主な場合

重要事項のご説明

保険金をお支払いする場合 / 保険金のお支払額 (続き)

※印を付した用語については、別冊P.8～9の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害見舞費用 保 険 金 ★傷害見舞費用補償 特約	保険期間中の被保険者の行為による偶然な事故により他人が被ったケガ*について、損害賠償金を支払うことなく、慣習として弔慰金や入院見舞金等を支払われた場合および見舞品を購入された場合 (注1) 引受保険会社の同意を得て支払われた費用に限ります。 (注2) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被害者1名につき次の金額を限度として、実際に負担された額をお支払いします。ただし、1回の事故について、100万円がお支払いの限度となります。 ①被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 30万円 ^(※1) ②被害者に事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 30万円 × 100%～4% (約款所定の保険金支払割合) ③被害者が事故によるケガ*の治療*のため、入院*した場合 ア. 入院期間が31日以上の場合 5万円 イ. 入院期間が15日以上30日以内の場合 3万円 ウ. 入院期間が8日以上14日以内の場合 2万円 エ. 入院期間が7日以内の場合 1万円 ④被害者が事故によるケガ*のため、通院*した場合 ^(※2) ア. 通院日数が31日以上の場合 3万円 イ. 通院日数が15日以上30日以内の場合 2万円 ウ. 通院日数が8日以上14日以内の場合 1万円 エ. 通院日数が7日以内の場合 5千円 (注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあると補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1) 既にお支払いした後遺障害見舞費用保険金がある場合は、30万円から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。 (※2) 通院日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定 ^(※3) であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限ります。 (※3) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。
被害事故補償 保 険 金 ★第三者加害行為による人身傷害 補償特約	保険期間中の次に掲げる被害事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡されたり、重度後遺障害*の状態になられた場合 ^(※) ①第三者*の故意による加害行為(保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が警察署に届け出た場合に限ります。) ②ひき逃げ* (※) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて、181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 (注1) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (注2) 「傷害」には、次に掲げるものを含みます。 ①身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(継続的に吸入、吸取または摂取した結果発生する中毒症状を含みません。)*ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ②偶然かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害(障害の発生時において満23才未満の被保険者が被った障害に限ります。)*	特約別紙に規定する被害事故損害額基準により算定された金額から、次の額を差し引いた額を保険金請求権者*にお支払いします。 ①自賠責保険等または自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた額 ②自動車保険の対人賠償保険等によって賠償義務者*が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金等の額 ③保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額 ④労働者災害補償制度*によって給付が受けられる場合には、その給付される額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定める社会復帰促進等事業に基づく特別支給金は含みません。) ⑤犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)によって給付が受けられる場合には、その給付される額 ⑥賠償義務者以外の第三者*が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものである場合は、その取得した額 ⑦損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものである場合は、その取得した給付の額またはその評価額(保険金額が定額である傷害保険の保険金を含みません。) (注1) 1回の被害事故につき保険証券記載の保険金額を限度とします。ただし、特約別紙被害事故損害額基準付表I(後遺障害別等級表)の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合は、保険金額の2倍の金額または2億円のいずれか低い額を限度とします。 (注2) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、上記の規定にかかわらず、引受保険会社の同意を得て、特約別紙被害事故損害額基準により算定された金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、引受保険会社が保険金を支払うべき損害の額として、引受保険会社に請求することができます。この場合、引受保険会社は、被保険者がその賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
被害事故補償 保 険 金 (臨時費用) ★第三者加害行為による人身傷害 補償特約	被害事故補償保険金支払われる場合	臨時費用*を保険金請求権者にお支払いします。 (注) 保険金のお支払額は、1回の被害事故につき、次の額が限度となります。 死亡された場合 …………… 10万円限度 重度後遺障害の状態になられた場合 …… 2万円限度

保険金をお支払いする場合 / 保険金のお支払額 (続き)

※印を付した用語については、別冊P.8～9の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
親 介 護 補 償 型 (特 約)	<p>介護一時金 ★介護一時金支払 特約</p>	<p>介護一時金額の全額 (注1) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日*からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>

- D型については、「一般の事故の場合」の補償部分には自衛隊の固有危険補償特約および特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、「交通事故の場合の上乗せ(交通事故危険のみ補償特約セット)部分」には、自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされています。
- C型、D型の「交通事故の場合の上乗せ部分」には、交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、次に掲げる事故等によるケガ*に限り、傷害保険金をお支払いします。
 - ①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等(*)
 - ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(*)
 - ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。)
 - ④乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(*) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。)
 - ⑥交通乗用具の火災
 - ⑦以下D型のみ(自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用))
 - 自衛隊が保有している戦車、自走砲、装甲車、けん引車、雪上車その他装軌装輪車両、航空機、艦艇との接触、衝突(道路外事故を含む)などの交通事故(ただし、艦艇搭乗中の事故は、運行中の艦艇の火災、沈没、転覆、座礁、衝突、接触による事故、運行中の艦艇外への転落による事故および運行中の艦艇内での転落による事故に限ります。)
 - 自衛隊の管理下においてスキーを装着して行う訓練中の事故
 - 災害派遣等の「自衛隊法関連規定A」(別冊P.7参照)に基づく自衛隊職務遂行中に発生した地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による交通事故
- (*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- C型、D型の「一般の事故の場合」補償部分およびK型の傷害死亡・後遺障害保険金額部分には、天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします(「交通事故の場合の上乗せ(交通事故危険のみ補償特約セット)部分」には天災危険補償特約はセットされていませんが、自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされている場合には、災害派遣等の「自衛隊法関連規定A」(別冊P.7参照)に基づく自衛隊職務遂行中の事故に限り補償します。)
- C型、D型には、第三者の加害行為による保険金2倍支払特約がセットされているため、第三者からの故意による加害行為(*1)やひき逃げ事故(*2)でケガ*をされたとき、傷害保険金を2倍にしてお支払いします。

(注) ご加入されたご契約に傷害保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。

(※1) 警察に届出があった場合に限りです。

(※2) 事故の発生の日からその日を含めて60日経過後も加害者を特定できないひき逃げ事故に限りです。
- 傷害見舞費用補償特約の被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ①本人の配偶者* ②本人またはその配偶者と同居の親族* ③本人またはその配偶者の別居の未婚*の子
- 第三者加害行為による人身傷害補償特約(被害事故補償保険金・被害事故補償保険金(臨時費用))の被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ①本人の配偶者* ②本人またはその配偶者と同居の親族* ③本人またはその配偶者の別居の未婚*の子

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、別冊P.8～9の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合				
<p>傷害保険金</p> <p>(傷害死亡保険金 傷害後遺障害保険金 傷害入院保険金 傷害手術保険金 傷害通院保険金)</p> <p>★傷害補償(標準型)特約</p>	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(注1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ(注2) ●原因がいかなくなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記別冊P.7の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ(注3) ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ(注3) <p style="text-align: right;">など</p> <p>(*)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p><「交通事故の場合の上乗せ(交通事故危険のみ補償特約セット)部分」の場合></p> <table border="1" data-bbox="386 943 1481 1350"> <tr> <td data-bbox="386 943 587 1267"> <p>上記に追加される事由</p> </td> <td data-bbox="593 943 1481 1267"> <ul style="list-style-type: none"> ●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ(注4) ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ(注4) ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ(注4) ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ(注4) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(注2) <p style="text-align: right;">など</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1272 587 1350"> <p>上記から除外される事由</p> </td> <td data-bbox="593 1272 1481 1350"> <ul style="list-style-type: none"> ●別記別冊P.7の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ </td> </tr> </table>	<p>上記に追加される事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ(注4) ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ(注4) ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ(注4) ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ(注4) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(注2) <p style="text-align: right;">など</p>	<p>上記から除外される事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●別記別冊P.7の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
<p>上記に追加される事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ(注4) ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ(注4) ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ(注4) ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ(注4) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(注2) <p style="text-align: right;">など</p>				
<p>上記から除外される事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●別記別冊P.7の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ 				
<p>特定感染症による保険金</p> <p>(特定感染症による後遺障害保険金 特定感染症による入院保険金 特定感染症による通院保険金)</p> <p>★特定感染症危険[後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金]補償特約 ☆四類感染症危険補償特約(自衛隊の固有危険補償特約)セット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) <p style="text-align: right;">など</p>				

(注1) D型の場合、自衛隊の固有危険補償特約・自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされているため、海上警備行動等の「自衛隊法関連規定B」(別冊P.7参照)に基づく自衛隊職務遂行中に巻き込まれたものについては補償します。ただし、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第76条(防衛出動)、同第78条(命令による治安出動)および同第81条(要請による治安出動)に規定する職務を遂行するに至った状況(これに準ずる状況を含みます。)におけるものを除きます。

(注2) D型の場合、自衛隊の固有危険補償特約・自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされているため、災害派遣等の「自衛隊法関連規定A」(別冊P.7参照)に基づく自衛隊職務遂行中の事故については補償します。

(注3) D型の場合、自衛隊の固有危険補償特約がセットされているため、自衛隊の職務の一環として行う間に生じた事故によって被ったケガについて、補償します。

(注4) D型の場合、自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされているため、自衛隊等の管理下において、次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被ったケガに対しては、補償します。

- ① 訓練(演習および実験を含みます。)のため、運行中の交通乗用具(艦艇を除きます。)に搭乗している間
- ② 運行中の艦艇に搭乗している間。ただし、艦艇の運行に起因する次のいずれかに該当するケガに限ります。
 - ア. 運行中の艦艇の火災、沈没、転覆、座礁、衝突、接触によるケガ
 - イ. 運行中の艦艇外への転落または運行中の艦艇内での転落によるケガ
- ③ 航空機を操縦することを職務とする被保険者が職務上操縦している間または航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

保険金をお支払いしない主な場合（続き）

※印を付した用語については、別冊P.8～9の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活個人賠償責任保険金</p> <p>日常生活個人賠償責任保険金（臨時費用）</p> <p>★日常生活個人賠償責任補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等※の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>受託物賠償責任保険金</p> <p>★受託物賠償責任補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ● 自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● 公権力の行使（差押え・没収・破壊等）による損害 ● 偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的故障（故障等）による損害 ● 受託物に発生した自然発火または自然爆発 ● 風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ● 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ● 航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを含まません。）、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 引渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ● 受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ● 通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 別記別冊P.7の「補償対象外となる主な「受託物」」の損害 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>傷害見舞費用保険金</p> <p>★傷害見舞費用補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により発生した費用 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打によるケガ※ ● 被保険者の職務遂行に起因するケガ ● 被保険者と同居する親族※が被ったケガ ● 被保険者の使用人が業務中に被ったケガ（ただし、被保険者が家事使用人として使用する者の場合は、保険金をお支払いします。） ● 自動車等※の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因するケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動により発生した費用 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>被害事故補償保険金</p> <p>被害事故補償保険金（臨時費用）</p> <p>★第三者加害行為による人身傷害補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者、または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 <p style="text-align: right;">など</p>

保険金をお支払いしない主な場合（続き）

※印を付した用語については、別冊P.8～9の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 ★介護一時金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ● 麻薬等の使用による要介護状態（ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>

補償対象外となる運動等（自衛隊の職務の一環として行う間の取扱いについては別冊P.5（注3）を参照（D型のみ））

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(*2) グライダーおよび飛行船は含みません。

(*3) 職務として操縦する場合は含みません。

(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる主な「受託物」

日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)-原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)-航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

● すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注) <自衛隊法関連規定>

A	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条(災害派遣)、同第83条の2(地震防災派遣)、同第83条の3(原子力災害派遣)および同第84条の5(後方支援活動等)第2項第3号
B	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第81条の2(自衛隊の施設等の警護出動)、同第82条(海上における警備行動)、同第82条の2(海賊対処行動)、同第82条の3(弾道ミサイル等に対する破壊措置)、同第84条(領空侵犯に対する措置)、同第84条の2(機雷等の除去)、同第84条の3(在外邦人等の保護措置)、同第84条の4(在外邦人等の輸送)、同第84条の5(後方支援活動等)、同第100条の5(国賓等の輸送)、同第100条の6(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)、同第100条の8(締約国の軍隊に対する物品又は役務の提供)、同附則第7項第2号および同附則第8項第2号、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第7条(本府による対応措置の実施)および同8条(自衛隊による対応措置の実施)、防衛省設置法第4条第1項第18号(所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。)

※印の用語のご説明

< 保険金をお支払いする場合／保険金のお支払額 > (別冊P.1～4)

ア行

- 「**医学的他覚所見のないもの**」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「**医師**」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
傷害見舞費用補償特約	被害者以外の医師
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「**オンライン診療**」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限りません。なお、電話診療は含みません。

カ行

- 「**ギブス等**」とは、ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したのものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りません。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限りません。))およびハローベストをいいます。
- 「**ケガ**」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「**急激**」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「**偶然**」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「**外来**」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「**傷害**」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*1)を含み(*2)、次のいずれかに該当するものを含みません。
 ①細菌性食中毒
 ②ウイルス性食中毒
 (*1)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
 (*2)自衛隊の固有危険補償特約がセットされる場合には、急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づく公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の対象となるもの)に限りません。)
- 「**後遺障害**」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「**公的介護保険制度**」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

サ行

- 「**重度後遺障害**」とは、後遺障害が発生し、その後遺障害が特約別紙被害事故損害額基準付表I(後遺障害別等級表)の区分において第1級から第3級までに認定されたものをいいます。
- 「**手術**」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
 (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「**所定の部位**」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)
 ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限りません。
 ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りません。
- 「**親族**」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「**先進医療**」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限りません。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

タ行

- 「**第三者**」とは、第三者加害行為による人身傷害補償特約の被保険者以外の方をいいます。
- 「**治療**」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「**通院**」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療*により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「**特定感染症**」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第5項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または四類感染症(*)をいいます。
 (*)防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づく公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の対象となるものに限りません。

ナ行

- 「**入院**」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

(次ページへ続く)

八行

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「賠償義務者」とは、被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する方をいいます。
- 「発病」とは、医師*が診断(*した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(*人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)
- 「ひき逃げ」とは、次のいずれにも該当する交通事故をいいます。
 - ①道路上における被保険者と自動車等(これらに積載されているものを含みます。)との衝突・接触等の交通事故
 - ②上記①の事故の加害者である第三者がその被保険者の救護その他の必要な措置を行わず逃走し、加害者がその事故の発生の日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないもの
- 「保険金請求権者」とは、被害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する方をいいます。
 - ①被保険者(被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。)
 - ②被保険者の父母、配偶者または子

マ行

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ヤ行

- 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上)
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
 - ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)
要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。(詳細はパンフレットP.7をご参照ください。)
 - ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)
要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態(詳細はパンフレットP.7をご参照ください。)
- 「要介護状態開始日」とは、次のいずれか早い日をいいます。
 - ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日
 - ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等(*の効力が生じた日
(*要介護認定等は、要介護状態区分が「3」以上の場合に限りま。

ラ行

- 「臨時費用」とは、被保険者が被害事故の直接の結果として保険金の支払事由に該当する場合に、保険金請求権者が臨時に必要なとする費用をいいます。
- 「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法ならびに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

< 保険金をお支払いしない主な場合 > (別冊P.5~7) (< 保険金をお支払いする場合 / 保険金のお支払額 >に掲載のものを除く。)

ア行

- 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。

カ行

- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*、または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。)

・交通事故危険のみ補償特約

(注)いずれもそのための練習を含みます。

- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
(注)自衛隊の固有危険補償特約(交通事故危険のみ補償特約付帯契約用)がセットされる場合には、自衛隊等が保有している戦車、自走砲、装甲車、けん引車、雪上車その他装軌装輪車両、航空機、艦艇も交通乗用具に含まれるものとします。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

サ行

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

タ行

- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。保険金がお支払される事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

- 被保険者としてご加入いただける方は次のとおりです。

被保険者の範囲	加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方
---------	--------------------

- 保険金がお支払される事故の種類によって次の特約をセットします。

		保険金がお支払される事故 (○:補償対象 X:補償対象外)	
		右記以外	交通事故
特約セットなし		○	○
特約セット	交通事故危険のみ補償特約	X	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活個人賠償責任補償特約	(a)本人 ^{(*)1} (b)本人 ^{(*)1} の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^{(*)1} またはその配偶者と同居の本人 ^{(*)1} またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^{(*)1} またはその配偶者と別居の本人 ^{(*)1} またはその配偶者の未婚の子)
受託物賠償責任補償特約	(e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)2} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
傷害見舞費用補償特約	(a)本人 ^{(*)1} (b)本人 ^{(*)1} の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^{(*)1} またはその配偶者と同居の本人 ^{(*)1} またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^{(*)1} またはその配偶者と別居の本人 ^{(*)1} またはその配偶者の未婚の子)
第三者加害行為による人身傷害補償特約	(d)別居の未婚の子(本人 ^{(*)1} またはその配偶者と別居の本人 ^{(*)1} またはその配偶者の未婚の子)
介護一時金支払特約	この特約の被保険者として加入申込票の被保険者欄に記載された方 なお、被保険者としてご加入いただける方は、次のすべてに該当する方となります。 ・退職者ご本人 ^{(*)1} および配偶者の血族の親 ^{(*)3} (養親を含む) ・保険始期日(令和8年4月18日)時点で満30才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方 ・退職時に親介護補償型(特約)に加入されていた方

- (*)1 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
 - (*)2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
 - (*)3 申込人1人につき最大4名まで加入可能。
- (注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。
住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は別冊のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額別冊P.1~4をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)別冊P.5~7をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP.6~7「総合賠償型」「親介護補償型」および別冊P.1~7をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、加入申込票の保険金額欄および普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットP.8をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は防衛省共済組合が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷 害 死 亡 保 険 金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上 記 以 外	・普通保険約款・特約に定めております。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約 その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償 (受託物賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(標準型) 受託物賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償 (受託物賠償追加型)特約 火災保険 受託物賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットP.8記載の方法により払込みください。パンフレットP.8記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

別冊P.5~7をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレットP.8記載の方法により払込みください。パンフレットP.8記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

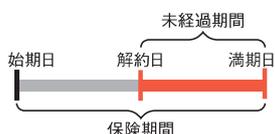
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP.9をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

パンフレットP.8をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)
事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。

インターネット事故受付サービス

「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】
弘済企業株式会社本社 保険部
東京都新宿区四谷坂町12番20号KKビル
TEL 03-3226-5812
受付時間:平日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます。)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」 こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 **0570-022-808**

- ・受付時間 [平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>